

平成22年度PFIアドバイザー派遣事業実施要領

1. 趣旨

財団法人地域総合整備財団は、PFI等による公共施設等の整備、運営・管理等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家又は財団法人地域総合整備財団（以下、「財団」という。）の担当職員をアドバイザー又は研修講師として派遣し、必要な助言・指導又は研修を行う。

2. アドバイスの内容

アドバイスは地域の実状に即したものとし、内容は以下のとおりとする。

- (1) PFI等の基礎的な事項に関すること
- (2) PFI等の具体的な検討事業に関すること

研修の内容は、アドバイスの内容に準じる。

なお、地方公共団体においてPFI導入可能性調査を公募中又はPFIアドバイザー業務を公募以降の案件については原則としてアドバイスをしない。

3. アドバイスの方法等

- (1) アドバイスの対象者等

アドバイス又は研修の対象者は、原則として地方公共団体職員とする。

- (2) アドバイザー等の選任

アドバイザー等の選任は、地方公共団体と協議のうえ、財団が選任する。

- (3) 派遣の方法

アドバイザー等の派遣は、アドバイス等の内容に応じて以下のいずれかとする（原則として①とする。）。

①シンクタンク等の専門家の派遣（原則として財団職員が同行することとするが、専門家の実績等を勘案のうえ、財団職員が同行しない場合もありうる。）

②財団担当職員のための派遣

- (4) 派遣回数

アドバイザー等の派遣は、原則として、1地方公共団体あたり1回とする。

なお、アドバイザー派遣については総枠35回以内とする。

- (5) 派遣時期

派遣の時期は、平成23年2月末までとし、地方公共団体と協議のうえ、決定する。

4. 経費の負担

アドバイザー等の派遣に要する経費は、原則として、財団が全額負担する。

5. アドバイザー等派遣申込み

(1) 募集

財団は、本事業の利用を希望する地方公共団体を、都道府県及び政令指定都市については直接、その他の市町村については都道府県を通じて募集する。また、自治体 PFI 推進センターホームページにも併せて掲載する。

(2) 申込方法

本事業の利用を希望する地方公共団体は、「PFI アドバイザー派遣申込書」(別記様式第 1) を財団あてに直接送付する。

(3) 申込期限

平成 22 年 3 月 19 日 (金) 締切

(4) 採択通知

財団は、採否の結果を申込みのあった地方公共団体に通知する。

(5) 決定通知

財団は、派遣アドバイザー等を決定し、採択した地方公共団体に通知する。

(6) 受入結果報告

地方公共団体は、PFI アドバイザー派遣受入後 1 ヶ月以内に、「PFI アドバイザー受入結果報告書」(別記様式第 2) を財団に提出する。

(7) 追加採択

上記の募集に対する採択に係る派遣回数が、上記 3 (4) の総枠 35 回を下回ると見込まれる場合には、予算の範囲内において、必要に応じ、追加して採択することがある。

この場合において、追加採択に係る追加申込みについては、予め財団と相談の上、行うこととし、申込方法は上記 (2) と同一とする。また、上記 (4) ないし (6) については、同様に取り扱うこととする。